

安全報告書

(平成19年度)

本安全報告書は航空法第111条の6の規定に基づき作成されたものです

セントラルヘリコプターサービス株式会社

I 輸送の安全を確保するための事業運営の基本方針

安全は事業運営の基本であり 社会的使命である

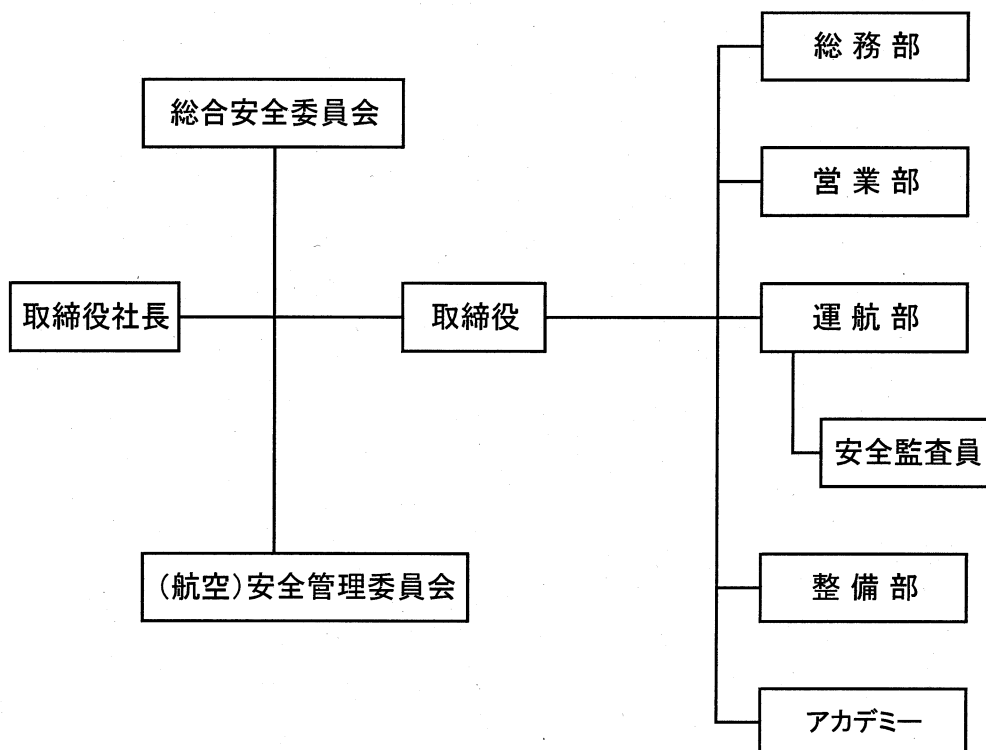
一人ひとりの責任ある行動により、全従業員一丸となって安全運航を追及します。

航空法等の法令、運航規程、整備規程等を遵守して日々の業務を行います。

II 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制

1 組織および人員

1-1 会社全体および安全確保に関する組織



1-2 安全確保に関する各組織の機能と役割および人員数

経営トップ自らが、直接責任を持ち、運航部門と直接結び付いて安全運航を推進します。

総合安全委員会は、航空安全を含めて労働災害・事故および疾病の未然防止、従業員の安全および健康の増進に関する事項について討議します。総括安全衛生管理者、会社側各部長および従業員側の計 11 名で構成され、毎月 1 回開催されます。

(航空)安全管理委員会は、航空安全管理に関する安全監査員からの報告および提言、安全管理報告制度による不安全情報、安全管理に関する啓蒙等について討議します。

社長、常務、取締役、総務部長、運航部長および安全監査員(事務局)により構成され、毎月 1 回開催されます。

安全監査員は、訓練・審査の計画・監理、規程・規則等の監理を行うとともに、社長に対して航空安全管理に関する報告および提言を行います。

航空機の運航、整備・修理等の安全管理は、社長および役員の指揮のもと、各部の部長以下のラインにより管理されます。

1-3 航空機乗組員および整備従事者の数

航空機乗組員	整備従事者
15 名	39 名

1-4 運航管理担当者の数および有資格整備士の数

運航管理担当者	有資格整備士
11 名	30 名

2 日常運航の支援体制

2-1 航空機乗組員、整備従事者および運航管理担当者の定期訓練および審査

航空局で定めた「運航規程審査要領」(空航第 58 号)および「整備規程審査要領」(空機第 73 号)に基づき認可を受けた運航規程および整備規程に従い訓練および審査を行っています。

2-2 日常運航における問題点の把握と共有および現場へのフィードバック体制

運航状況報告処置手順を定め、運航上の問題点把握と共有、現場へのフィードバックを実施しています。

2-3 安全に関する社内啓蒙活動

- ・安全パトロールの実施
- ・航空安全情報の発行
- ・緊急事態模擬訓練の実施
- ・各種安全セミナー等への参加

3 使用航空機

機種	機数	座席数	年度平均飛行時間	年度平均飛行回数	導入時期	平均機齢
川崎式 BK117B-1 型	2	10	180	497	平成 2 年 初号機導入	17 年
川崎式 BK117C-1 型	2	10	195	897	平成 11 年 初号機導入	18 年
川崎式 BK117C-2 型	1	10	220	1152	平成 14 年 導入	6 年

Ⅲ 法第 111 条の4の規定に基づく報告に関する事項

1 法第 111 条の4に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」(事故、重大インシデントおよびその他の安全上のトラブル)の発生状況

(1)事故、重大インシデント : 0 件

(2)その他の安全上のトラブル : 3 件

事 象	発生件数	処 置
No.1 スタータ・ゼネレータ発電機能喪失	1 件	No.1 スタータ・ゼネレータ交換
三針式燃料油量計指示不良	2 件	三針式燃料油量計交換

Ⅳ 輸送の安全を確保するために講じた措置および講じようとする措置に関する事項

1 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分または行政指導

ありません。

2 安全性向上のために講じた措置または講じようとするその他の措置

「安全運航」の徹底を重点施策として安全性向上のための活動を推進し、また、航空安全監査(自主点検)を実施し安全管理の実施状況を確認しました。

3 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況、平成 19 年度における輸送の安全の状況

「安全運航の徹底」を重点施策に輸送の安全に取り組み、航空事故、重大インシデントの発生は無く、その他の安全上のトラブル発生時には規定に従って適切に対処しました。

社内規定に基づく航空安全監査および航空局指示に基づく安全総点検において不安全事項はありませんでした。

4 平成 20 年度の安全目標

「安全運航の徹底」が重点施策の第一です。平成 20 年度も無事故記録を更新するとともに危険(不安全)ゼロを目指します。

5 安全に関する具体的な取組み目標

平成 20 年度重点施策「安全運航の徹底」において、「基本の確行」をキーワードに以下に取り組めます。

- ・安全活動の確実な推進
- ・コンプライアンスの徹底
- ・安全管理体制の強化
- ・コミュニケーションの活性化
- ・5S(整理、整頓、清潔、清掃、躰)の徹底